（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年二月九日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
ホーシュヤール・マフムード・ズィーバーリー

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　梨田和也閣下

○外務省告示第四百四号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅳの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、平成二十五年一月一日に効力を生じた。

（平成二十四年二月一日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十七年十一月十二日

外務大臣　岸田　文雄

第一規則中8を11とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6　「特別海域」とは、海洋学上及び生態学上の条件並びに交通の特殊性に関連する認められた技術上の理由により、汚水による海洋汚染の防止のため、特別の義務的な方法を採用することが要求される海域をいう。

特別海域は、次の海域をいう。

.1　附属書Ⅰ第一規則1.2に定義するバルト海海域

.2　船舶からの汚水による汚染の防止に関する特別海域の指定のための基準及び手続に従つて国際海事機関が指定するその他の海域

第一規則8の次に次のように加える。

9　「旅客」とは、次に掲げる者以外の者をいう。

.1　船長及び乗組員並びにその他資格のいかんを問わず乗船して船舶の業務に雇用され、又は従事する者

.2　一歳未満の乳児

10　「旅客船」とは、十二人を超える旅客を運送する船舶をいう。

第十一規則3の規定の適用上、「新旅客船」とは、次の旅客船をいう。

.1　二千十六年一月一日以後に建造契約が結ばれる旅客船又は建造契約がない場合には、二千十六年一月一日以後にキールが据え付けられる旅客船若しくはこれと同様の建造段階にある旅客船

.2　二千十六年一月一日後二年を経過した後に引き渡される旅客船

「現存旅客船」とは、新旅客船ではない旅客船をいう。

第九規則に次のように加える。

2　1の規定にかかわらず、第二規則の規定に従いこの附属書の規定に適合することを要求される全ての旅客船であつて、特別海域において第十一規則3の規定を適用するものは、次のいずれかの汚水処理装置を備える。

.1　国際海事機関の作成した基準及び検査方法を考慮して主管庁が承認する型式の汚水処理プラント

.2　全ての汚水を保持するため、船舶の運航、船内の人の数その他の関連要素を考慮した上で、主管庁が認める容量を有する貯留タンク。当該貯留タンクは、主管庁が認める構造であり、かつ、内容物の量を視覚的に表示するものでなければならない。

第十一規則を次のように改める。

第十一規則　汚水の排出

A　全ての海域における旅客船を除く船舶からの汚水の排出及び特別海域の外における旅客船からの汚水の排出

1　海洋への汚水の排出は、禁止する。ただし、第三規則の規定が適用される場合及び次の場合は、この限りでない。

.1　船舶が、第九規則1.2の規定により主管庁の承認する装置を使用して粉砕及び消毒を行つた汚水を最も近い陸地から三海里を超える距離の場所で排出する場合又は粉砕若しくは消毒を行つていない汚水を最も近い陸地から十二海里を超える距離の場所で排出する場合。貯留タンク内の汚水又は生きている動物を含む区域から生ずる汚水は、一度に排出してはならないものとし、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。排出の速度は、国際海事機関の作成する基準に基づいて主管庁が承認するものでなければならない。

.2　船舶が、第九規則1.1に定める性能の要件を満たしていることを主管庁が証明した汚水処理プラントを作動させている場合並びにその排水によつて周囲の海水に視認することのできる浮遊固体及び変色が生じない場合

2　1の規定は、いずれかの国の管轄の下にある水域において運航している船舶及び他の国から寄港している船舶であつて、当該水域にある場合にその国の定める一層緩やかな要件に従つて汚水を排出するものについては、適用しない。

B　特別海域における旅客船からの汚水の排出

3　第三規則の規定に従う場合を除くほか、特別海域における次に掲げる旅客船からの汚水の排出は、禁止する。

.1　新旅客船については、第十三規則2の規定に従うことを条件として二千十六年一月一日以後

.2　現存旅客船については、第十三規則2の規定に従うことを条件として二千十八年一月一日以後

ただし、次の条件が満たされる場合は、この限りでない。

船舶が、第九規則1.1に定める性能の要件を満たしていることを主管庁が証明した汚水処理プラントを作動させている場合並びにその排水によつて周囲の海水に視認することのできる浮遊個体及び変色が生じない場合

C　一般要件

4　汚水が条約の他の附属書の適用を受ける排出要件の異なる廃棄物又は廃水と混在している場合には、この附属書の規定に加えて、それらの他の附属書の規定にも従うものとする。

第十三規則を第十四規則とし、第十二規則の次に次のように加える。

第十三規則　特別海域における旅客船のための受入施設

1　特別海域に海岸線が接する締約国は、次のことを確保することを約束する。

.1　汚水の受入れのための施設を旅客船が使用する港及び係留施設であつて特別海域にあるものに設けること。

.2　汚水の受入れのための施設が旅客船の必要に応ずるために十分なものであること。

.3　汚水の受入れのための施設が旅客船に不当な遅延を生じさせることのないよう運用されること。

2　関係締約国の政府は、1の規定に基づいてとつた措置を国際海事機関に通報する。同機関は、1の規定に基づく十分な数の通報を受領した後、関係する海域について第十一規則3に規定する要件が効力を生ずる日を定める。同機関は、定められた日について、少なくとも十二箇月前までに全ての締約国に通報する。同機関によつて定められた日までは、特別海域を航行する船舶は、第十一規則1に規定する要件に従う。

付録中「新船／現存船＊」の下に「第11規則3の規定の適用における船舶の種類　新／現存旅客船　旅客船以外の船舶　」を加え、1.1を次のように改める。